

令和6年度 第5回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和7年3月11日(火) 午後3時28分～4時27分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員	古賀、橋口、宮川、森部
労働者代表委員	鎌田、重黒木、白崎、田中、土居
使用者代表委員	河野、酒匂、野口、久富
事務局	坂根労働局長、吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、高田室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今より第5回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の出席状況ですが、公益代表の三島委員と使用者代表の中原委員が欠席となっております。2名の委員が欠席されておりますので、本日の委員の出席は13名です。

これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定された定足数、「委員の3分の2以上出席」などを満たしておりますことをご報告いたします。

本日の議事録の確認は、白崎委員と河野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両氏 了承)

ありがとうございます。当審議会の開催について2月21日から3月6日まで傍聴希望に関する公示を行いました。申込みはございませんでした。また、本日、事務局の補助として後ろに2名が着席しておりますことをご報告いたします。

それでは、これからの議事については、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【橋口会長】

それでは、会次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まず、議題1の「令和7年度特定最低賃金の改正に係る意向表明について」、事務局から説明をお願いします。

【室長補佐】

特定最低賃金の改正にかかる意向表明についてご説明いたします。お手元の資料の15頁の資料5をご覧ください。

特定最低賃金の改正の申出を行う業種につきましては、概ね前年度末を目途に、「その意向の有無を審議会において労使に確認すること」としております。また、その際に、「労働局長に対し申出の意向の表明があったものについては、併せて審議会に対し報告を行うこと」としております。

今回、令和7年2月20日に連合宮崎から「2025年度特定(産業別)最低賃金の改正について」の提出がございました。

これによりますと、

自動車(新車)小売業につきましては、自動車総連宮崎地方協議会から、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、
電機連合宮崎地域懇談会から、

各種商品小売業につきましては、宮崎県小売業産別最賃労組連絡会議から、
部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業につきましては、日本食品
関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会から、

それぞれ、「金額改正の申出を行うこと」、提出時期は「2025年7月中旬」に予定しているとの意向表明がなされておりますので、ご報告いたします。

次に17頁の資料6は、令和6年度特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数となっております。特定最賃の改正の申し出の要件には同種の基幹的労働者の3分の1以上というような要件がございますが、その際に使用される数字となっております。毎年第1回の本審で最低賃金決定要覧を配付しておりますが、令和7年度版の最低賃金決定要覧には17頁の表の真ん中の「適用労働者数」の1の位を四捨五入した数が掲載されることとなります。

この数値は経済センサスの結果を基本とし、昨年度の数字から、その後に各種情報で把握した廃止や新設、その他の増減数を加減し、さらに令和6年基礎調査結果により確認した適用労働者に対する特定最賃の適用除外者の割合から算出された適用労働者数を減じた数値となっております。説明は以上です。

【橋口会長】

労働者代表委員から補足説明などありましたらお願いします。

【白崎委員】

特にありません。

【橋口会長】

ただいま、事務局から意向表明について説明をいただきましたが、これにつきまして、ご質問やご意見等がございましたら発言をお願いします。

(意見なし)

特定最低賃金は、改正の必要性の有無や改正額の決定について、労使の合意を基本としておりますので、今後、関係労使の意思疎通が十分図られるように、改めてお願いします。

次に、議題2の実地視察について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

最低賃金法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする」と定められています。その手法の一つとして事業場の「実地視察」があり、審議会が必要と判断した場合に実施するとの位置づけとなっております。

す。

これまで宮崎局では事業場視察を実施していませんでしたが、昨年度、「宮崎地方最低賃金審議会事業場視察運営規程」を提案し、ご了承いただきましたので、この運営規程に基づいて事業場視察を実施するか否かについて審議していただくこととなっております。

資料 19 頁の資料 7 に運営規程を添付しております。この運営規程第 3 条において、事業場視察を希望する委員は様式第 1 号により 2 月 20 日までに事務局へ申し出ることとし、申し出が無い場合は次年度の事業場視察は実施しないこととなりますが、21 頁の資料 8 のとおり、2 月 18 日に白崎委員から申し出がありましたので、取り急ぎ委員の皆様にもメールさせていただいております。

本日は、この申出書に基づき、令和 7 年度に事業場視察を実施するか否かについてご審議をお願いしたいと思います。

なお、これまで宮崎局では事業場視察を実施していませんでしたので、実施する際のイメージが分かり辛いと思われるので、他局の事例等を抜粋して参考資料として机上に配付させていただいております。

また、宮崎局における事業場視察運営要領（案）とヒアリング票（案）を新たに作成しておりますので、資料 23 頁の資料 9 と資料 25 頁をご覧ください。まず、23 頁の事業場視察運営要領は視察をする場合の実施時期や視察項目の概要等を記載しております。

なお、この運営要領項目 5 の「視察項目」について、パターン 1 では 25 頁のヒアリング票を事前に事業場に作成していただき、視察事業場の概要をある程度把握した上で臨むというものとしています。

このヒアリング票は事前に事業主に記載してもらう方法の他に、事務局が事前に事業場を訪問し、項目に沿って事業主から聴取して事務局が作成しても差し支えないものと考えており、これにより事業場の負担が多少軽減されると思われる。

パターン 2 は事前ヒアリングを実施することなく、経営状況や最賃引き上げへの対応等、ヒアリング事項に基づいて実施当日に参加した委員から事業主に対してヒアリングをしていただくという内容としています。労働者については、いずれにおいても当日のヒアリングのみを考えています。

事業場視察を実施した場合、「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」に該当するものと思われることから議事要旨のみを公開することを予定しています。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【橋口会長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、申出書を提出された白崎委員から補足などはありませんでしょうか。

【白崎委員】

特にはございませんけれども、この運営規定や運営要領等によると、今後審議を深めていく中で実施した方がいいのではないかなと思って、ご提出をさせていただいたところです。論議いただいて、必要かどうか検討いただければと思っております。よろしく申し上げます。

【橋口会長】

他はよろしいでしょうか。

白崎委員からの説明につきまして、使側委員からご質問とかご意見等ございませんでしょうか。

【河野委員】

質問という形ではございませんが、今回、労側の方から希望する事業所二つの小売業と電子デバイスという形で一応ご提出いただいておりますところではございますが、今年度の最低賃金の引き上げとかを考えると、実際、最低賃金ぎりぎりで行われている事業者、もしくは労働者のところに行って話を聞くという形になるんだろうと思いますが、事業所選定に対しては非常に難しいというのが正直なところでございます。

実際、政府方針を見ると非常に高い数字での引き上げを要求されている中で、現在最低ラインで動いているところの事務所で労使の話を聞くとすると、おそらく実際見るのは中小・小規模事業者のところになると思うんです。返ってくる答えは同じような答えしか出てこないのかなって感じがしておりまして、そのためにこれだけの労力を使って、事務局も含めてやるのがいいのかという気が今の時点ではしているところです。

【橋口会長】

他ございませんか。大丈夫ですか。

(意見なし)

やるとすれば、初めてのことになるわけですけど、準備として規定もここ近年で皆さんのご意見も入れながら作ってきて、できる状態にはしていると思うんですね。そういう中で、今回、初めてということになりますけど、実施するかどうかで、次の予定が変わってきますので、一応結論をどちらかで出したいと思っております。もう少し、ご意見伺えればと思っておりますが、いかがですか。

(意見なし)

基本的な質問ですけど、視察の希望の申し出があって議論しているわけですが、小売業と電子デバイスでということですけど、理由は書かれていることに尽きるということでもいいですか。補足はありますか。

【鎌田委員】

正直言うと、労側もいろいろ議論しながら提出したのは事実です。少し大きな捉え方でいきますと、近年最低賃金が大幅な引き上げになっています。その一方で物価上昇が非常に高い。要は物価上昇に賃上げが追いついていないというのが現状。河野委員もお話されましたけども、労側で最低賃金近傍のところに行ってお話を聞いたときに、例えば働いている人から聞いたときには最低賃金では物価高騰に追いついてないという声が非常に多くいただけるんだろうなと思います。片方では企業側の方も企業の物価も非常に上がっておりますので、最低賃金をクリアするのに精一杯だとか、連合宮崎では春闘キャラバンでいろんな地方の経営者団体を回っておりますが、そういった話を聞いており、おそらく使用者側からのお話、労働者側、我々側からのお話というのはある程度はそういったご意見が出るだろうなということを我々メンバーの中でも話し

た上での提出だということをご理解いただきたいと思っております。以上です。

【橋口会長】

使用者側から何かご意見ございますか。

【河野委員】

小売業が出てきたときに考えたのが、小売業で一番大きなところをパッと思い浮かべて、会社側に言っても答えは同じことだろうなと、今率直な思いがしたところです。

【酒匂委員】

よろしいですか。

【橋口会長】

はい。

【酒匂委員】

今回提出していただいた申出書を拝見したときに、一つ目の基本的な県内の本店もしくは事務所を有した中小・零細企業小売業となっていますけれども、これはちゃんと事業者側からも話は聞いてもらえるんですかね。そもそもの要領の内容が「視察事業場は最低賃金額近似値の労働者が多数在籍するなど最低賃金引き上げの傾向を受けることが見込まれる」と訪問すること自体がその企業にとってそのイメージダウンにならないのかがどうか危惧されました。

事業者側からも断わることができる、受け入れられないということが担保されているのかどうかというところは気になります。あと の電子部品デバイスに関しましては、ここにロームと書いてあるので、かなり大手の電子部品メーカーとなると体力もありますし、純利益も積み上がっている中で対応できているんだろうなと思います。

それが果たして我々の地場の中小・小規模事業者と実態を把握しているか、反映しているかという、なかなか厳しいところもあるのではないかなと思っておりまして、その実態の差というところで私もちょっと知識不足ですが、デバイス電子部品関係、中小・小規模・零細企業と、本県の状況を反映したような企業が実際あるのかどうかということについて、見識を持ち合わせていないものですから、それが気になるところでございます。

【橋口会長】

ありがとうございます。

【鎌田委員】

よろしいですか。これはあくまでも確かこの契約のどこかに労使双方から希望する業種とかを書いてくれということだったものですから、労働者側としては正直言うと企業や企業の役員とそんな関係性があまりないものですから、その辺もちょっと危惧になるっていうのも事実です。その中で会社の選定的な部分をちょっと書かないといけなっていうのもあったものですから、あくまでも例えとして、書かせていただいたと。あくまでも労側から選定ということが書いてあったものですから、少し具体例を入れてみたということです。

【橋口会長】

はい、どうしてもここということではないということなのかなと聞こえましたけれども、公益の側から何かご意見ないですか。

【森部委員】

いいですか。

【橋口会長】

どうぞ。

【森部委員】

参考人を従来呼んでいますよね。そちらではちょっと足りないというところで、このようなものを出してきたのか、それとも先ほどありましたように、より実態に近いようなところで見てみたいというふうに思ったのかっていうところはちょっと気になるところで。今までやってきた参考人ではちょっと足りないのかなっていうところを出してきたのなら、どのようなことが足りなかったのかを教えていただければと思います。

【橋口会長】

最賃の場合の話ですか。特定最賃の場合の話ですか。

【森部委員】

特定最賃の業種ですので、そのような形でいうところですよ。

【橋口会長】

何かご意見ございますか。

【鎌田委員】

特定最賃のときに意見聴取のところがあつたということですが、もちろん現場を見に行くということは非常にプラスといたしますが、現場自体を知るということもそもそのところですし、せっかく去年運営要領をみんなでつくりあげたものですから、それを踏まえて労側としては出したという現状です。みんなで合意形成がないとここは始まらないことですから、あくまでもこれは事務局長も冒頭申し上げたとおり、議論いただければということに触れたのはそういう趣旨です。

【橋口会長】

どうぞ野口さん。

【野口委員】

去年からこう色々準備というか仕組みを作られて、業者選定とかいろいろあると思いますが、単純に考えて、せっかく仕組みを作ったんだから、1回やってみたらどうかと個人的には思っているんですが。それでうまくいかなかったら、またやめれば良いと思うんですよね。なんか判断材料がないので、選定が確かに難しいなという気はしています。準備も結構大変だろうと思

ますし、皆さんも大変だと思いますけど、と個人的に思っています。

【橋口会長】

はい、これ本当に今までやってないことをやるということですからね。多分、労側も先ほどの発言から慎重なふうにも聞こえてきたんだけど。

【河野委員】

会社・事業場としては、労働局から事業場視察という話きた時点で多分、会社はビビりまくるのが目に見えてきますよね。中身は別として、ヒアリングでこういう聞き取りとかいうのを労働局が来て見る。見ること自体非常に抵抗があるだろうなというのを感じたところです。特に賃金室は労働基準部ですから、そういうところに来るって言ったら・・・。

【橋口会長】

受け止めとしてね。そういうのもありますよね。

【河野委員】

これはあくまで個人的な意見です。

【橋口会長】

使側もやってもいいのではというご意見もありましたけれども、事務局はどうですか。

【賃金室長】

運営規程を作成した趣旨は審議の活性化のためというイメージがありますので、これを作ったから是が非でもやってほしいとまでの思いはないんですけど。ただ、これまで事務局がやりませんという提案だけして、さらっと流していたのをここで皆さんに審議してもらおうというのがメインだったので、その結論は受け止めたいと思っております。

【橋口会長】

公益もこの申し出があったということ自体は事前に連絡をもらってましたので、これは個人的な感想ですけど、今年どうなるかというのは別としても、どっかの時点でそういうこともあり得るだろうなと思うんですけど。ただ 23 頁の運営要領の実施時期っていうのが第 1 回本審から第 1 回専門部会の間ということになってきて、今年が目安がどこで出されるのかという、後で説明があるかもしれませんが、目安がどの辺で出て、どういう日程になるのかをどうしても我々考えてしまうわけですけど。

そのあたりと、この後触れざるを得ない専門部会の回数を増やす、増やさないということもこの後に少しご審議願わないといけないけれども。それが仮に回数を増やそうということになればかなりタイトな日程になりそうだなっていう感じもするんで。そういう意味では積極的な意義、そこに行って本当に貴重な意見を聞くという場面設定が予想できないとちょっとどうかな、ここで決めてしまうのも、というのを個人的に思っています。だから野口さんの果敢な意見があって、頼もしいですけども、そういう点で少し慎重になるとこが私にはあるんですけど、皆さんいかがですかね。

【森部委員】

よろしいですか。今、会長からこの後の議論っていうところで、回数の増加っていうところが議題で出てくると思うんですが、そのときに回数を増やすっていうのも新たな展開だと思います。今までずっと3回でやってきたものを4回もしくは5回やっていくってというのは新たなことです。

こちらの視察も新たなことということで、新しいことを二つするっていうのはかなり負担が掛かるなっていうのは個人的には思います。加えて、先ほど会長もおっしゃっていたように、かなり日にちがタイトな感じになる予想は現在聞いております。今回はどちらを取っていくのか、新しいものを二つするっていうのはなかなか大変だと思いますので、どちらかを先行させて、それを見ながら進めていくというのも一つの方法なのかなと思います。これも個人的な意見です。

【橋口会長】

はい、ありがとうございます。
どうしますかね。労側はいかがですか。

【白崎委員】

はい、今おっしゃられたとおり、新しいことを二つ同時にするのはなかなか難しいかと思うのは同感でございます。ただ、ここでまだ回数が増えることは分からないことですので、ぜひ回数が増えることを是としていただければ、これをやらなくてもよいと思います。

【橋口会長】

その次の議論の展開というのもあるんだけど、河野さんどうですか。

【河野委員】

特に何もありません。

すいません、私が数年前に「事業場視察」って一言口を出したからこういう状態になってしまった。昔、口頭で事務局から事業場視察について説明がありましたが、あるときその話がなかったの、事業所の話ってどうなったんでしたっけ、というところからここまで事務局の手を煩わせて大きくなった状態ですので、事業場視察には全くっていいほど拘りは無いということです。

【橋口会長】

最賃法の中で、本来的に必要なときにはいろんな声を聞くということでありまして、先ほど委員が言われたように、特定最賃のところでは参考人聴取ということもやっています。それに加えて本審といいますが、地賃の制定という実態にふさわしく、我々が3要素をしっかりと判断するというので、必要であれば、実地視察もあり得るというようなことで規定も我々作ってきたという経過がありますから、それ自体は非常に大事なことで、実質的に今回やるかやらないかっていうことで、それに基づいて議論していることも非常に貴重なことだと思います。

ただ、確かに専門部会の回数のことも含めて、新しいことを今までなかった形でやるというのが二つ重なるというのは、個人的な意見を言わせていただきますと、慎重にならざるを得ないのかなって思っておりますので、河野さんのご意見もあって、そもそも積極的に皆さんがどうしてもとということではないという判断も私の方でさせていただいて、今回は見送るということはいかがですかね。

(労使双方)はい。

【橋口会長】

こういうやるやらないの議論をさせていただいたということを踏まえてですけども、野口さん大丈夫ですか。

【野口委員】

今回やるやらないということであれば、構いません。

【橋口会長】

1回やってみてもいいのでは、というのは分からないでもないですけども。よろしいですか。

【河野委員】

はい。

【橋口会長】

使側全体としても今回は慎重に対応するというところでよろしいですかね。

【河野委員】

はい。

【橋口会長】

すいませんが、今ご議論をいただきましたけど、日程上のいろんなことも踏まえて、今回は実施しないということで決したいと思います。よろしいですか。

(労使双方)はい。

【橋口会長】

ありがとうございました。貴重な議論をしていただきました。ありがとうございました。本来に来年以降、またそういう準備もあり得るということで早め早めにまた議論いただければいいかなと思います。ありがとうございました。

【橋口会長】

それでは、次に、議題3の「参考人聴取」について事務局から説明をお願いいたします。

【賃金室長】

最低賃金の決定により影響を受けることとなる関係者の意向や実情を把握するために、最賃法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする」と規定されており、宮崎では令和4年度の検討小委員会から関係労使の意見聴取を実施しております。

令和4年度は2つの産業の関係使用者と4つの産業の関係労働者に対して実施し、令和5年度

以降は関係使用者からの意見陳述は無く、4つの産業の関係労働者から意見聴取を実施しました。資料の27頁の資料10に令和7年度の意見聴取実施要領(案)をお示ししております。内容は前年を踏襲しておりますが、過去の実施を踏まえて、ご意見をいただきたいと考えております。また、現時点での意見陳述の予定の有無についても教えていただければと考えております。説明は以上です。

【橋口会長】

ありがとうございます。ここににつきまして、労使それぞれ、ご意見等ございましたら発言をお願いします。

【白崎委員】

これまでも実施させていただいておりますが、今回も資料10のとおり実施させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【橋口会長】

4業種でということでの希望ですね。

【白崎委員】

はい。

【河野委員】

使側としては今のところ、最賃の改正決定する必要性の有無については企業の代表者としての意見聴取は無しということ考えています。

【橋口会長】

必要ないということで今のところお考えということですね。

【河野委員】

使側としての発表は無いということで、意見聴取そのものを労側から受けることは問題ありません。

【橋口会長】

ご議論いただいたとおり、今回も実施ということで日程調整されていくと思いますけれども、今までのところで述べられているように、ペーパーを事前に準備していただいて、当日は参考人の方に意見を表明していただくということになっております。

その上で、いろいろな質疑応答自体が今のところ、内容的にあまりないというのはあるんですけども、前にも言われているように、出されたペーパーと話す内容がほとんど同じだとあまり来てもらった意味がないこととなりますので、ペーパーはペーパーで基本的なことは伝えていただいて、参考人に来ての方はより実態を伝えていただくということに努めてもらえるということで、ここでの申し合わせにしておきたいと思いますが、よろしいですか。

(労使双方) はい。

ありがとうございます。それでは参考人聴取を実施する。また、その際の基本的な考え方のところ確認をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。使側からは聴取は無いだらうということによろしいですかね。

【橋口会長】

それでは次に、議題4の「令和7年度審議日程(案)」について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

資料の29頁の資料11と31頁の資料12が事務局からの提案となります。資料12を見ながら話を聞いていただければと思います。

例年の日程案は、中央最賃審議会による諮問後としておりましたが、次年度の予定では中央最賃審議会の諮問が今年度より遅くなる可能性があると考えております。また、昨年を目安答申日は7月25日でしたが、次年度はそれよりも遅くなるおそれがあり、いずれも例年よりも後ろ倒しの日程となる可能性が高くなっております。

例年どおりに中央最賃審議会の目安答申後に第1回本審を設定すると、第2回本審以降のスケジュールが厳しくなることから、次年度の日程案では7月4日を第1回本審と運営小委員会を開催することとし、7月31日に第2回本審と第1回専門部会を開催することとしています。なお、7月31日までに目安が答申されない場合、第2回本審を8月1日以降に変更することもあり得ます。

資料33頁から36頁の資料13は本省が示した「答申要旨の公示日別最短効力発生予定表」です。10月1日発効とする場合、8月5日までに答申する必要があります。10月1日発効を目指したいところですが、中央の目安答申日の予定などを考えますと審議日程が厳しくなることから、例年の審議状況を踏まえて答申日を8月8日、異議審が8月26日、発効日を10月4日とするスケジュール案としております。

次に、特定最賃につきましては、地賃の答申から異議審までの間に検討小委員会で改正の必要性の有無について審議していただくこととしています。改正の必要性ありとなった場合、異議審において諮問し、10月に専門部会を開催して金額審議を進めます。

なお、8月19日と21日を検討小委員会の日程としていますが、これは地賃が8月8日に答申されなかった場合、8月12日以降を予備日として設定する必要があることを考慮したものです。

5月になりましたら日程調整を行うこととしておりますので、委員の皆様には日程確保にご協力をいただきますようお願いいたします。説明は以上です。

【橋口会長】

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。

【鎌田委員】

31頁の表を見ると、専門部会3回という形など、予備日という表現になっていると思います。宮崎の場合はこの数年そういった回数で済んでいます。昨年とかを振り返りましたら、もう少しいろんな議論をさせていただければよかったのかなと感じたところも十分あったものですから、先ほどの冒頭に戻りますけども、専門部会を4回とかいう計画で入れたらどうかと労側として思っているところです。以上です。

【橋口会長】

その点につきまして使側はどうですか。新しい提案ですが。

【河野委員】

回数云々じゃなくて、そもそも本当の金額審議になっているのかなというのが大前提にある中で、他県の状況とかを見ながら最終的にはどこの県も決まっている現状を見ると、審議会の回数を3回から4回に増やしたからといって、果たしてどうなのかなって感じがしています。ただ、4回を否定するものではないです。

【橋口会長】

よろしいですか。他の方、特にございませんか。大丈夫ですか。事務局のご意見を聞いときますでしょうか。

【賃金室長】

日程調整をした際に皆さんが揃う日が少ないのは事実なので、非常に難しいというのがあるんですけど、例えば夕方からの開催も了承いただけたらとかであれば、多少調整の余地があるかと思っています。あと、最初の調整の段階で、お示した8月8日の答申が難しければ、予め連休明けに答申を設定するということもあり得ると思いますし、そこは実際の調整状況を見ながらご相談をすることになりますけども、かなりタイトというか厳しい状況になると思います。その点ご了承いただければなんとかなると思います。

【橋口会長】

他にご意見ございますか。日程調整によっては4回も可能という理解でよろしいですか。

【賃金室長】

とりあえず1回増やして4回とする案を次の第1回の本審と運営小委員会でお示するというところでよければ、そのような前提で調整したいと思います。

【重黒木委員】

審議を尽くすという意味で言えば、やはり回数を増やして十分な審議をするということが必要ではないかなと思いますので、回数ありきではないってというようなことをおっしゃったのは承知してんですけど、十分な審議をするってということについては考慮いただきたいと思います。

【鎌田委員】

もう一つ追加でよろしいですか。前回、昨年というか、いろんな資料が出てきました。例えば事務局の方から物価高にしても、いろんな資料があってその辺がもう少し我々労側としても、もっとこんなところがどういったパターンなんだろうとか、いろんな質問なんかも、その時間の中では、なかなか出し切れなかったという反省もあります。回数を増やすことが一番ではなくて、もう少し中身の部分も踏み込んで審議会のこの中で入っていきたいという考え方もあって、4回ではどうでしょうか、という提案でした。

【橋口会長】

いかがですか皆さん。公益委員の皆さんもいかがですか。事務局はいかがですか。

【賃金室長】

一応、具体的な予備日の設定も今回しておいた方がいいでしょうか。それとも、一旦4回で提案して、そのときの審議の状況で判断するという形のどちらがよろしいでしょうか。

【河野委員】

初めから4回設定するか、3回にしておいて後でプラス予備日にするか。

【賃金室長】

今回は初めから4回設定しようと思います。5回目、6回目以降の予備日について具体的に設定をしておく必要があるかどうか。

【橋口会長】

4回と仮にここで決すれば、今のところ予備日までは決めなくても。

【河野委員】

ただそれが8月8日ということになると、土日が入ってお盆になってしまう。お盆明けぐらいを予備日で。

【橋口会長】

審議の流れ次第ですけど、それも有り得るので全否定はできないけど。

【賃金室長】

これまでですと、3回の審議の中で必要があれば、予備日を使うかどうかを判断するという流れで具体的には設定しなかったと思うんですけど、今回、予め設定する必要があるかどうかというところはいかがかなと思います。従来どおり審議の流れの中でということでも問題は無いですが。

【橋口会長】

そのような判断でいいんじゃないでしょうか。4回で設定して、あとは審議の流れということ。九州管内の審議状況について、実態としては3回とか4回とか、その辺はどうなんですか。

【賃金室長】

4回とか5回とかも結構あると思います。毎日やってる局もあるかと。

【橋口会長】

3回というのは多くはないというか、どちらかといえば少ないですか。

【賃金室長】

少ない方だと思います。

【橋口会長】

公益全体の意見ではないですけど、先ほど私も事業場視察で意見を言わせてもらって、森部委員も補足されたけど、新しいこと二つはなかなか難しいということで。だからというわけじゃないけど、確かに昨年、一昨年的大幅な最賃が上がる結果になり、もちろん国の方向性の影響が十分出ているわけですけども、今年も同じようなことが予想されます。

そういうことで考えれば、もう少し議論の時間があってもいいんじゃないかっていうことに対しては、率直に私も同じような思いがあります。それで、上げ幅が少なくても多くてもいろんな角度から議論しないといけないんだけれども、やはりここ数年の改正ということを見ると、いろんな角度からさらに検討を加えないといけないということは予想されるわけで、そういう意味での調査などをするのがこの場ですから、しっかり調査を尽くすということは考えないといけないかなと思うんですね。

そういう意味で回数だけでの問題ではないかもしれないけれども、3回のところを今年は4回設定してみるということは、皆さんのご負担をかけることにはなるんだけれども、あってもいいんじゃないかなというふうには考えております。いかがですかね。

使側はよろしいですか。否定はしないということで、河野さんから最初に発言がありましたから。労側はそういうことでよろしいですか。それでは公益委員もそういうことですので。事務局もよろしいですかね。

この場では来年度の専門部会の開催日程については、回数を4回にするということを前提で日程調整をしていくということにしたいと思いますが、よろしいですか。

(労使双方)はい。

ありがとうございます。労側はご提案ありがとうございました。それでは事務局からその上で補足がございますか。

【賃金室長】

日程調整にご協力お願いいたします。

【河野委員】

第2回の検討委員会の日程案で8月21日となっているんですけど。仮に私が検討小委員会の委員になるとしたら、21日がもう完全に1日ダメです。

【賃金室長】

これも仮の提案ですので、日程調査の上で再度提案させていただきます。

【橋口会長】

具体的な日程が記載されているので気になるところでありますけれども、その辺は今のところ案ということですので、よろしいですかね。それでは専門部会4回ということをお前提にして、事務局で審議日程を調整していただくということをお願いをしたいと思います。7年度の第1回本審で再度日程の提案を具体的にさせていただきたいと思います。

また、委員の皆様もお忙しいでしょうけれども日程調整にどうぞご協力いただきますようによ

ろしくお願ひしたいと思ひます。それでは最後に「その他」ということで委員の皆様から何か議題として取り上げたい事項などございませんでしょうか。

(意見なし)

【橋口会長】

それでは、これで審議を終了することとします。

本日の議事録については、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

それでは議事録は公開とします。

議事録の確認は冒頭事務局説明のとおり、白崎委員と河野委員をお願いします。

【橋口会長】

最後に、本年度の審議会の終了に当たり、局長からご発言がございますので、よろしくお願ひいたします。

【労働局長】

本日は、来年度の審議に向けまして有意義なご議論をいただきありがとうございました。本年度最後の審議会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

さて、今年度の審議会を振り返りますと、中央最低賃金審議会の答申では、昨年7月25日に最低賃金引上げの目安額が50円という過去最高の額が示されましたが、橋口会長はじめ、委員の皆様方には、宮崎県内の経済状況等及び県内労働者の生活の維持・向上等を十分に考慮された答申を賜りました。そのご尽力に対し、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

改定後の最低賃金につきましては、宮崎県内の労働者、事業主、各団体等に対し、業務改善助成金をはじめとする各種支援策の活用と併せて、幅広く周知・広報に努めるとともに、改定最低賃金の履行確保のため、最低賃金法違反が疑われる事業場を選定のうえ、令和7年1月から3月にかけて集中的に監督指導を行っているところですが、残念ながら違反する事業場が散見される場所です。

今後の最低賃金に関してですが、大きな柱として、昨年11月22日に「総合経済政策」が閣議決定され、また、11月26日には政労使の意見交換が行われ、総理から、改めて「2020年代に全国平均1,500円」という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続けることが表明され、最低賃金を引き上げていくための対応策を今年の春までに取りまとめていくとされております。

宮崎県は、中小企業・小規模事業者が大半を占めていることから、きめ細やかな支援や取引適正化等、賃上げしやすい環境整備に係る関係機関を含めたオール宮崎で取り組むことが重要であると考えています。

宮崎労働局としましても、令和5年度に締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」の構成機関として、中小企業・小規模事業者の賃金引き上げの原資の確保に繋がるよう各種助成金等の積極的な活用を呼びかけてまいります。

委員の皆様には、次年度の審議においても大変責任の重いお役目をお願いすることになります

が、引き続きご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、皆様のご健勝・ご活躍を心よりお祈り申し上げまして、今年度の審議に対しての御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

【橋口会長】

私からも年度のまとめですので、ひと言お礼を申し上げたいと思います。委員の皆様には1年間にわたり審議会の円滑な運営にご協力いただきありがとうございました。その上で一言申し上げますと、今年も厳しい議論を痛感する場面もありましたが、例えば先ほど協議されたばかりですが、専門部会の回数を増やすという非常に建設的な協議もありました。

あるときに最低賃金法で審議会がどのような役割があるのか改めて見る場がありまして、21条に「権限」というのがあります。実はあまり私はこのあたりを見たことがなかったんですね。最低賃金の決め方とか、そういうところばかり目がいって、そもそものところがあまり理解が行き届いてないところがあったんですけど、これを読ませてもらうと「最低賃金審議会はこの法律の規定により、その権限に属させられた事項を司るほか地方最低賃金審議会にあっては、都道府県労働局長の諮問に応じて最低賃金に関する重要事項を調査審議し及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる」という、これが権限、役割と読み替えていいのかなという条項なんですよ。

もちろん諮問があって、最大の中身としては最低賃金額を、地賃を決めていく、必要があれば特定最賃も決めていくということになるんだけど、あくまでも調査審議と建議の場ということを改めて私が学び直したところなんです。ですから、そのための率直かつ真剣な議論は必要だけでも、何か交渉をするという場ではない。これは、ちゃんと明記されているとおりかなと思ってらるんですね。時には緊張とか対立的な場面というのがあるんだろうけれども、やはり目指すべきは円滑な審議ということになるということを変更して年度の最後に皆さんと一緒に確認をしておきたいと思ったんです。

ですから、その下にはもちろん組織として労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、それから公益を代表する委員で組織として構成するっていうのがあるんだけど、あえて言えば、代表としての立場や背負うものも違うけれども、やっぱりこの場に揃えば、この権限を果たす上で大いに知恵を出し合う、そういう意味では議論を尽くす、敢えて言えば「仲間」でもあるのかなと考えているところです。

この場でも最賃を決めるだけじゃなくて、それを実施するための付帯決議なんかをみんなで知恵を出し合って作ってきたっていうのはそういう意味合いがあるんだろうと考えたところです。

本当に厳しい議論が来年度あるとは思いますが、是非この立場に則って、それぞれまたご協力をいただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
